

給付年金コーナー

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

【産前産後期間の取扱い】

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

【対象者】 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

【届出時期】 出産予定日の6か月前から届出可能です。

【添付書類】 届出には次の書類をご用意ください。

出産前に届出をする場合：母子健康手帳など

出産後に届出をする場合：出産日は市区町村で確認できるため原則不要ですが、被保険者と子が別世帯の場合は、出産証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

重度心身障害者医療費受給者証の更新について

令和4年10月1日より受給者全員が所得制限の対象となり、1年更新となりました。現在お持ちの受給者証の有効期限は、最長で9月末までとなっております。

今年度からは自動更新となりますが、町で所得が確認できない場合は、所得証明書の提出をしていただく必要があります。

所得基準額

扶養親族の数	所得制限基準額	給与収入換算額
0人	3,604,000円	5,180,000円
1人	3,984,000円	5,656,000円
2人	4,364,000円	6,132,000円
3人	4,744,000円	6,604,000円

所得審査の対象は、未成年を含め本人所得のみです。

扶養親族の人数・年齢に応じて所得制限基準額に一定の加算があります。

所得審査時期

毎年9月に前年の所得に応じて審査を行い、基準額を超えた場合は10月1日から翌年9月30日までの医療費が支給停止となります。

必要な手続き

町で所得が確認できる場合、特に手続きは不要です。

所得制限基準額以下の場合は新しい受給者証を送付し、基準以上の場合は支給停止通知を9月末までに送付します。

町で所得が確認できない場合は、通知を送付いたしましたので、所得証明書の提出をしてください。

受給者証について

受給者証の有効期間は令和5年10月1日から翌年9月30日までの最長1年間です。手帳の再認定や有効期限等により、有効期限が短くなる場合があります。

問合せ 町民課 給付担当 ☎66・3111 内線125

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しについて

令和4年10月1日以降、75歳以上の方で一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になっていきます。ご自身の負担割合については、お手持ちの被保険者証をご確認ください。また、負担割合の判定方法や、窓口負担割合2割の方の負担を抑える配慮措置については、被保険者証に同封した「後期高齢者医療制度のてびき」3～6ページをごらんいただくか、町民課給付担当までお問合せください。

問合せ 町民課 給付担当
☎66・3111
内線123

9月の納期

●国民健康保険税

■普通徴収（第3期分）

●後期高齢者健康保険料

■普通徴収（第3期分）

●介護保険料

■普通徴収（第3期分）

納期限は10月2日(月)です。口座振替の場合は9月26日(火)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111 国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123
介護保険料 福祉介護課介護包括ケア担当 内線143